

水道事業の広域化・広域連携について

京都府より「京都水道グランドデザイン」の中間案と、府営水道供給エリアに関する「京都府営水道ビジョン（第2次）」中間案が提示されました。

京都府においては、市町村区域を超えた水道事業広域化などの協議を行うため、令和元年10月に、知事及び市町村長で構成される京都府水道事業広域的連携等推進協議会を設置され、「京都水道グランドデザイン」に、水道広域化推進プランに必要な項目の追加改定を実施することで、京都府の水道広域化推進プランとして策定をされますことを踏まえ、宇治市の水道事業の広域化・広域連携についての考えを報告いたします。

【別紙資料】

- 京都水道グランドデザイン〈京都府水道ビジョン〉【中間案】 の写し
- 京都府営水道ビジョン（第2次）【中間案】 の写し

1. 国及び京都府の背景

人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤強化を図るため、平成30年12月に水道法が改正されました。

この法改正は、国、都道府県及び水道事業者の責務の明確化や、広域連携の推進などが規定され、平成31年1月の総務省及び厚生労働省通知により、都道府県においては、令和4年度までに「水道広域化推進プラン」を策定するよう要請されております。

京都府においては、市町村区域を超えた水道事業広域化などの協議を行うため、令和元年10月に、知事及び市町村長で構成される京都府水道事業広域的連携等推進協議会を設置し、京都府水道ビジョンである「京都水道グランドデザイン」に、水道広域化推進プランに必要な項目の追加改定を実施することで、京都府の水道広域化推進プランとして策定を進めているところです。

2. 京都府の計画案

(1) 京都水道グランドデザイン【中間案】について

① 位置付け

- ・ 京都府全体の水道ビジョン。
- ・ 今回の改定により、広域化推進プランも兼ねる。

② 対象地域

京都府全域（北部・中部・南部の3圏域）

※宇治市は南部圏域（府営水道・京都市・山城15市町村）に属する

※広域化・広域連携の検討については、府営水供給エリアとして、京都府営水道ビジョン（第2次）で検討し、結果を京都水道グランドデザインに記載予定

③ 計画期間

令和元年度～令和10年度（既計画の改定のため期間に変更なし）

(2) 京都府営水道ビジョン（第2次）中間案について

① 位置付け

- ・府営の水道水供給事業者としての水道ビジョン
- ・京都府営水道事業経営審議会で審議

② 対象地域

宇治市 城陽市 八幡市 久御山町 京田辺市 木津川市 精華町 向日市 長岡京市 大山崎町 の10市町

③ 計画期間

新計画（第2次）：令和5年度～令和14年度（令和4年度中に策定）

3. 宇治市の広域化・広域連携に対する考え

人口減少による水需要の減少や施設の老朽化、大規模な災害への備えなど、水道事業を取り巻く環境が変化している中で、これらの課題を克服し、将来にわたって住民に安全な水道水を安定的に供給していくことを念頭に検討を進めていることに関し、京都府の計画案は評価するが、今後、広域化を進めるにあたっては、広域連携と経営統合は市町村ごとに現状が異なるものであることから、市町村にとってのメリットを明確にして進めていく必要がある。